

令和4年度

第2回 厚沢部町総合教育会議



期 日 令和5年2月27日（月）10時00分～

場 所 厚沢部町図書館 視聴覚室

厚 沢 部 町

令和4年度 第2回 厚沢部町総合教育会議次第

1 開 会（10時00分）

2 町長挨拶

3 議 事

協議第1号 厚沢部町教育大綱の制定について

4 閉 会

厚沢部町総合教育会議の構成

(1) 構成員

厚 沢 部 町 長	洪 田 正 己
教 育 長	鈴 木 聡
教 育 長 職 務 代 理 者	佐 藤 祐 子
教 育 委 員	谷 口 智 則
教 育 委 員	竹 中 忍
教 育 委 員	道 島 康 明

(2) 事務局

総 務 財 政 課 長	合 浦 博 昭
総 務 財 政 課 総 務 係 長	青 柳 秀 和

(3) 参 与

教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 達 達 也
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	二 宮 和 之
教 育 委 員 会 事 務 局 社 会 教 育 係 長	板 坂 勇
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 係 主 査	荒 木 敬 仁
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 係	三 上 裕 介

協議第 1 号

厚沢部町教育大綱の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項及び同法第 1 条の 4 第 1 項に基づき、別冊のとおり「第 8 次厚沢部町教育推進中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」をもって教育大綱とし、対象期間については、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年とする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

厚沢部町長 洪 田 正 己

厚沢部町教育大綱（案）に関する説明

●教育大綱の策定について

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられたものです。

その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされております。

既に教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている自治体にあつては、当該計画をもって教育大綱に代えることが総合教育会議で承認された場合は、教育大綱を別途策定する必要はないとされています。

厚沢部町では、第8次教育推進中期計画（令和5年度～令和9年度）を定めたところであり、これをもって教育大綱とすることとします。

●厚沢部町教育大綱の構成と対象期間について

教育大綱の構成、対象期間について、法令において特段の定めはなく、町の判断に委ねられています。

厚沢部町教育大綱（第8次教育推進中期計画）は、「第1章 厚沢部町教育推進中期計画策定の基本的な考え方」、「第2章 厚沢部町民憲章と教育目標」、「第3章 厚沢部町教育推進計画」、「第4章 学校教育推進計画」、「第5章 学校教育の現状と課題及び具体的な推進事項」、「第6章 社会教育推進計画」、「第7章 社会教育の現状と課題及び具体的な推進事項」の7章からの構成で、基本目標に掲げた教育を具現化するために、教育を構成する学校教育、社会教育、地域・家庭教育において、厚沢部町がそれぞれ推進していく方向性とその具体的な内容を記載しています。

教育大綱の対象期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

厚沢部町教育大綱（案）
（令和５年度～令和９年度）

《総括目標》第８次厚沢部町教育推進中期計画（R5～R9 年度）

「みんながいきいき暮らすまち」

《基本目標》第８次厚沢部町教育推進中期計画（R5～R9 年度）

一、町民が生涯にわたって学び、楽しみ、高められるよう環境を整えていきます。

町民一人一人が生涯にわたって学び、楽しみ、仲間と高められる ように、町民の多様なニーズに即した学習機会の提供、生涯学習施設・環境の整備、指導者の育成、推進体制づくりに努め、みんなが生き生きと輝くまちづくりを進めていきます。

一、次代を担う子どもたちの個性を伸ばし、健やかに育つよう努めていきます。

子どもたちがその個性を十分に発揮し、健やかに成長して いけるように、家庭教育の充実、自然体験や高齢者とのふれあい、情報活用能力の育成、国際交流や自然・郷土学習の推進、施設環境の整備等を進め、家庭、学校、地域が一体となって次代を担う子供の教育・育成に努めていきます。

一、誰もが仲間と共に文化、スポーツを楽しめるよう環境・体制を整えていきます。

気軽に文化・芸術やスポーツが楽しめるような環境整備、文化・スポーツ活動の充実、指導者・リーダーの育成、確保に努めていきます。

一、町民同士が共に理解し、触れ合える社会の形成に努めていきます。

女性が生き生きと活躍できるよう、育児・介護を支援する体制 整備、能力を開発・活用する機会の提供、まちづくりへの女性の参画を図り、活力ある社会の形成に努めていきます。都市との交流や国際交流を通じて、町民の視野や活動を広げるとともに、地域において町民同士のふれあい、共に活動する潤いのあるコミュニティづくりに努めていきます。

<参考資料＝根拠法令>

教育基本法（関係分）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係分）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるとして認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
 - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

- 六 教科書その他の教材の取扱いに關すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に關すること。
- 八 校長、教員その他の教育關係職員の研究に關すること。
- 九 校長、教員その他の教育關係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に關すること。
- 十 教育委員會の所管に屬する學校その他の教育機關の環境衛生に關すること。
- 十一 學校給食に關すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社會教育に關すること。
- 十三 スポーツに關すること。
- 十四 文化財の保護に關すること。
- 十五 ユネスコ活動に關すること。
- 十六 教育に關する法人に關すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に關すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に關する相談に關すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に關する事務に關すること。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に關する事務のほか、次に掲げる教育に關する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大學に關すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に關すること。
- 三 私立學校に關すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員會の所掌に係る事項に關する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員會の所掌に係る事項に關する予算を執行すること。

(教育機關の設置)

第三十條 地方公共団体は、法律で定めるところにより、學校、圖書館、博物館、公民館その他の教育機關を設置するほか、條例で、教育に關する専門的、技術的事項の研究又は教育關係職員の研究、保健若しくは福利厚生に關する施設その他の必要な教育機關を設置することができる。

～メ モ～